（第3種郵便物認可）　東京

こちら特

除染土再利用 危うい猛進

国会も想定外か 不十分な合意

特措法に記載なし

東京電力福島第一原発事故に絡み、環境省が前のめりになる除染土の再利用。広域展開の計画を今月公表したが、根源的な疑問がある。事故後に議員立法で成立した除染関連の特別措置法は、再利用に関する規定がないのだ。立法した国会としては「除染で集めた汚染土の再利用まで想定せず」ということか。再利用は「国会が合意するに至らず」と捉えるべきか。少なくとも「二の道しかない」と再利用に猛進する状況にあるとは思えない。（山田祐一郎、中山岳）

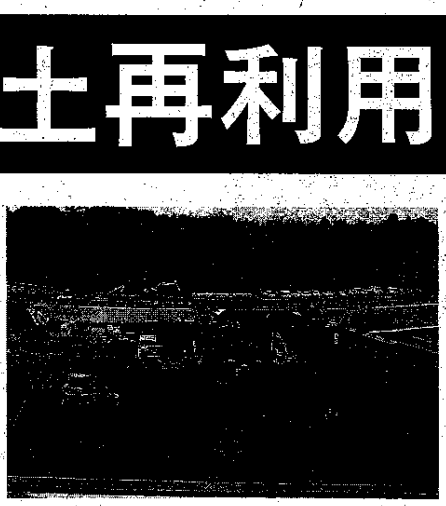

中間貯蔵施設での除染土保管作業＝6月、福島県大熊町で

「地元の理解を得られるよう丁寧な説明を尽くす」

除染土再利用の広域展開計画を今月明らかにした環境省のトップ、西村明宏環境相は九日の会見でそう述べ、再利用を推し進める意向を改めて強調した。

除染作業で集めた汚染土、いわゆる「除染土」のうち、福島県内で生じた千三百万立方メートル余は第一原発周辺にある中間貯蔵施設に搬入された。最終処分する量を減らすべく、環境省が計画しているのが、中間貯蔵する除染土の再利用だ。

今月には環境調査研修所（埼玉県所沢市）や新宿御苑（東京都新宿区）で実証事業を行うと明らかにした。芝生や花壇、駐車場などの造成に使う。十六日と二十一日には、それぞれの地元で住民説明会を開く。

除染土の再利用は「汚染拡散につながる」と懸念があるにもかかわらず、環境省は前のめりに進めようとしている。ただ再利用について、きちんと合意が取り付けられているかというと、微妙なところだ。

除染土の取り扱いを定めるのは、放射性物質汚染対処特別措置法だ。議員立法で二〇一一年八月に成立した。実はここに、再利用に関する規定はない。

龍谷大の大島堅一教授（環境経済学）は「環境省は、除染土の再生利用が法で定められているかのようにし、実証事業を推し進めるが、それは拡大解釈だ」と指摘する。

特措法によれば、除染土の扱い方として記されるのは「処分」だ。再利用は該当しないというのが大島氏の見解だ。「処分は、管理された施設での埋め立てなどを意味するもの。再利用の意味は含まない」

「処分と再利用は別物」と語る上で引用するのが、一般的な廃棄物の扱い方など規定した廃棄物処理法。実際に見てみると、第一条で「再生」と「処分」が区別して記載されていた。

埋め立てなどの集中管理ではなく、各地で再利用することになると「法的な管理責任があいまいになる」と述べ「汚染された土を福島のためという名目で、無管理状態にするのは欺瞞そのものだ」と強調する。

日本大の糸長浩司元教授（環境建築学）も「環境省は、特措法を扱った国会のような場でオープンな議論を行うことなく、なし崩し的に再利用を進めようとしている。まさに放射能放置国家だ」と危ぶむ。

特措法の採決に加わった国会議員は当時、どのような認識だったのか。

社民党に所属していた阿部知子衆院議員（立民）は特措法を審議した際、「除染土の再利用は想定されていなかった」と語り、再利用に合意した覚えはなかったという。

「もともと放射性物質で汚染された土壌の処理について規制がなかったためにつくられたのが特措法だった」と振り返った上、こうくぎを刺した。

「環境省が再利用を進めたいなら、国会で法改正を議論すべきだが、『放射性物質は拡散させない』というのが法律の趣旨。再利用はそこから逸脱する」

「処分」を拡大解釈、趣旨逸脱か

ダイドー 276 Δ9 | アイビー 498 Δ1 | 北越メ 1327 Δ2 | モリテック 236 Δ1 | 宇野鉄 2545 ▼47 | アライドHD 106 Δ1 | IJTT 500 ▼7 | くろ工 494 ▼1 | 湘南中央HD 1470 — | はるやまHD
北日紡 101 0 | 日本色材 1156 ▼20 | 大阪製鉄 1096 Δ11 | オーケーケース 902 ▼4 | 不二精機 354 ▼2 | ぶらっと 618 ▼2 | ナンシン 475 Δ3 | 卸売業 | 大水 260 Δ1 | 小売業 | サンデー
フエルト 416 0 | HABA 2402 ▼11 | 高砂鉄 805 Δ3 | スパツール 2001 — | 兼松エンジ 1140 ▼1 | 京写 277 ▼2 | ウェッズ 528 ▼3 | アイナボHD 980 Δ11 | まんぼう 923 ▼29 | CAPITA